

審査請求書

2026年5月8日

富士市長 金指祐樹 様
(富士市公営事業管理者)

審査請求人 富士市入山瀬 621-10
土屋芳久
0545-71-4016

次のとおり審査請求をします。

1. 審査請求に係る処分の内容

富士市長の令和8年2月13日付けの審査請求人土屋芳久に対する富士市公文書部分公開決定通知書に関する処分(富上下施発第266号)

2. 審査請求に係る処分があったことを知った年月日

令和8年2月13日

3. 審査請求の趣旨

「記載の処分(個人名など個人情報を除く)を取り消す」との裁決を求める。

4. 審査請求の理由

(1) 処分に至る経緯

- ①令和7年10月29日付けで富士市長(委託者は)共同企業体名ふじウォーターシナジー(受託者)との間で業務委託基本契約書を締結した。10年という長期、127億円余の巨大事業の委託契約です。
- ②令和7年11月1日市民グループ開催の下水道事業業務委託に関する学習会において、市民からのこの業務委託契約書関係資料を行政資料として提供してほしいとの要望に対し、担当課は資料公開提供は情報公開条例に基づく請求をしてくださいとのことでした。
- ③令和7年11月4日「公文書公開請求書」提出 請求人土屋芳久
- ④令和7年11月18日「富士市公文書部分公開決定通知書」と一緒に「終末処理場管理運転等業務委託契約書関連 867 頁と関係する設計書など 701 頁が請求人土屋芳久に手渡された。
- ⑤公開された文書(非公開部分)を精査したところ、特にふじウォーターシナジー提出の「技術提案書類提出届」37 頁分とこの付属書類 22 頁分の殆どが非公開黒塗りの状態でした。しかも非公開部分ごとに非公開根拠を示していない記載上の不備や、すでに世間に公開されている事項まで非公開にしていることの請求人からの指摘を受けて処分庁は改めて精査をした結果、令和8年2月13日付富上下施発第268号「公文書部分公開決定の取消」(通知)と、改めて同日付富上下施発第266号「富士市公文書部分公開決定通知書」が請求人に手渡された。

(2) 処分庁が示した非公開処分の理由

① 富士市情報公開条例第7条1項

法令の規定により公にできないと認められる情報(著作権法18条1項及び3項
富士市情報公開条例第7条第3号ア

非公開部分には提出会社の技術及び提案内容が記載されており公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位を害するおそれがあるため 以下略

(3) しかしながら本件処分は300ヶ所に及ぶ非公開部分について、同一根拠で具体的に当該法人の権利、競争上の地位を害するおそれを示しておらず、適用根拠条例に反し、違反しており違法である。

(4) 本件処分により審査請求人は富士市が委託した本件契約書が示す一般仕様書、特記仕様書、指示した委託作業量、目標数値を達成できるかどうか、その実現を保障する手立て、仕組み、組織図、目標数値がすべて非公開のためこの事業実現判断することができません。これでは127億円余の大型プロジェクト契約状況、内容が不明では市民の知る権利、市民の利益が侵害され、受託会社の一方的権利優先の処分は不当、違法で許せません。

(5) 以上の点から本件処分について取り消しを求めるための本審査請求を提起した。

5. 処分庁の教示の有無及びその内容

「この決定に不服がある場合はこの決定があった日から起算して3か月以内(5月13日)に行政不服審査法第2条の規定により審査庁に審査請求をすることができます」との教示があった。

追記 尚①各処分項目毎審査請求説明も必要があれば提出します。②審査会において請求人本人申立ての機会を与えるよう要望します。

追加申立て書

4月30日担当課において令和7年度モニタリング結果表の提示を受けた。しかしながらモニタリング手続きについての手順書の指示である受託者実施内容、モニタリング体制等についての組織図や目標値は非公開では市民への公開のための手順書通り実施されているか結果表を示しただけでは不明で手順書に違反していると言わざるをえません。手順書には要求水準等契約内容の確保を図るため、受託者に業務着手前にモニタリング実施計画表の提出とその結果についての報告書の提出を求めており、その部分も非公開は手順書違反である。前述の11月1日市民向けの学習会で担当課はこのモニタリング手続き、会社によるセルフモニタリング実施で、その結果は市民に対し公開する制度として担保されていると説明 とはあまりに異なり許せません。